年政令第264号）による改正前の政令第20条の２の12の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽―別表10⑨）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔―別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項（令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和２年旧震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽―別表10㉑）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔―別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑷　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項（令和２年旧震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽―別表11⑫）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔―別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑸　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽―別表11⑫）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔―別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑹　租税特別措置法第59条の２又は令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第59条の２若しくは第68条の62の２の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の㉝又は法人税の明細書（別表４の２付表）の㊶の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

⑺　租税特別措置法第66条の５の３第１項又は令和２年旧措置法第68条の89の３第１項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（２の３））の⑩の欄から㉓の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の２⑵付表１）の⑻の「計」の欄から㉖の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

⑻　［略］

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「（第６号様式㊼―別表10㉑）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔―別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「（第６号様式㊼―別表11⑫）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔―別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑷　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「（第６号様式㊼―別表11⑫）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔―別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑸　租税特別措置法第59条の２又は第68条の62の２の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の㉝又は法人税の明細書（別表４の２付表）の㊶の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

⑹　租税特別措置法第66条の５の３第１項又は第68条の89の３第１項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（２の３））の⑩の欄から㉓の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の２⑶付表一）の⑩の計の欄から㉘の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

⑺　［同左］